

たばこ対策について

1 受動喫煙防止対策

(1) 基本方針

県民（特にたばこを吸わない人）の受動喫煙による健康被害を防止する。

(2) 受動喫煙防止対策の背景

- 平成 15 年 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）施行

多数の者が利用する施設の管理者に受動喫煙防止措置の努力義務を規定。これにより公共施設等の禁煙又は分煙による対策を推進。

- 平成 16 年 WHO の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」発効
- 平成 19 年 条約履行のためのガイドライン採択

「100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用）は不完全」「すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべき」とされた。

- 平成 22 年 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」発出

「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」として、都道府県知事、保健所設置市長等に積極的な取組を要請。

(3) 現状

県・市町立の施設

- 学校、医療機関では全ての施設で何らかの受動喫煙防止対策が実施されているが、他の施設では市町立 131 施設（5.6%）が未実施。
- 学校、医療機関を含めた県立 22 施設（8.7%）、市町立 143 施設（4.4%）がいまだ分煙のまま。

【県立施設】

（平成 24 年度）

区分	施設数	計	対策実施			対策未実施
			敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内分煙	
学 校	103	103	94	7	2	0
医療機関	2	2	1	1	0	0
他の施設	149	149	6	123	20	0
計	254	254	101	131	22	0

【市町立施設】

（平成 24 年度）

区分	施設数	計	対策実施			対策未実施
			敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内分煙	
学 校	869	869	844	24	1	0
医療機関	35	35	18	16	1	0
他の施設	2,339	2,208	743	1,324	141	131
計	3,243	3,112	1,605	1,364	143	131

県・市町立以外の一般の公共施設等

- 飲食店では 63.3%の施設で受動喫煙防止対策が未実施。
- その他の公共的施設（国の施設、私立学校、民間病院、駅舎、小売店等）については、取組状況が未把握。

（４）取組の方向性

- 公共施設のほか、飲食店等の多数の県民が利用する公共的な空間に対する効果的な手法について検討する。

2 能動喫煙防止対策

（１）基本方針

たばこをやめたい人への禁煙支援／新たに喫煙者を増やさない。

（２）喫煙等の状況

- 本県の喫煙率は年々減少しているが、いまだに男性 26.9%、女性 5.5%が喫煙。特に 30代～50代の男性の喫煙率が高い。

【喫煙率】	平成 13 年度	平成 18 年度	計	平成 23 年度					平成 29 年度 【 目標 】
				20 代	30 代	40 代	50 代	60 代～	
男性	44.3%	34.6%	26.9%	23.9%	35.0%	44.8%	35.7%	19.1%	22%以下
女性	8.3%	5.6%	5.5%	10.3%	5.0%	13.8%	6.0%	3.0%	5.5%以下

- 平成 23 年「国民健康・栄養調査」によると、現在習慣的に喫煙している者のうち、たばこをやめたいと思う者の割合は、全国で男性 32.8%、女性 42.8%。

（３）取組の方向性

- 禁煙を希望する本人を禁煙支援につなげる仕組みづくりとともに、企業における禁煙の環境づくりを支援する。

[25 年度主な事業の状況]

- ◆ 禁煙宣言 1 万人事業 …… インターネットの禁煙支援サイト「禁煙マラソン」による支援参加者を募集し、応募のあった者に対する支援プログラムを実施

○ 申込の促進に向けた対策

[これまでの取組]

- ・ 申込手続きが煩雑 ⇒ 電子申請システムでの申請受付開始や申込金の廃止等による手続きの簡素化
- ・ 周知が不十分 ⇒ イベント時の勧誘など周知機会の拡充

[今後の取組]

- ・ 特定健診での周知
- ・ 禁煙外来での周知
- ・ 母子保健手帳交付時の周知